



TNY India Newsletter

2026/3/18
No.30

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インドにおける海外からの借入規制
- 3 2026年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（2月1日～2月28日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、インドにおける海外からの借入規制についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

インドにおける海外からの借入規制について

1. 規制の概要

インド法人が海外の銀行や企業などから借入を受けることは、「対外商業借入」(External Commercial Borrowing。以下「ECB」といいます。)と呼ばれます。ECBを実施するにあたっては、1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) 及びこれに基づき定められた外国為替 (借入・貸付) 管理規則 (Foreign Exchange Management (Borrowing and Lending) Regulations, 2018) に従う必要があります。

ECBには、「外貨建て」と「ルピー建て」の二つの枠組みがあり、借入人の資格、貸付人の資格、借入期間、金利等に関する要件が定められています。

借入が、所定の要件を満たす場合 (下記表参照) には、自動承認となり、口座を管理する銀行の審査のみで借入が可能です。他方で、借入が所定の要件を満たさない場合には、事前にインド準備銀行の承認を得なければなりません。

この点、2026年2月に、外国為替 (借入・貸付) 管理規則が改正され、要件が大きく緩和されました。同改正によってECBの利便性が大きく向上することが期待されます。

2. ECB規制の要件について

	改正前	改正後
借入人	外国直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）を受け入れることができる事業体	個人を除くインドに居住する全ての者で、連邦法又は州法に基づき設立又は登録された者 *借入人の要件が緩和された。
貸付人	インド国外の親会社などの法人や銀行等。 ただし、金融活動作業部会（Financial Action Task Force：FATF）または証券監督者国際機構（International Organisation of Securities Commission's：IOSCO） 加盟国の居住者である必要がある。 *日本はいずれにも加盟している。	・インド国外の居住者 ・インド準備銀行（RBI）によって規制されている貸付期間の海外支店 ・インドの国際金融サービスセンター（International Financial Services Centre）に設置された金融機関又は金融機関の支店 *貸付人の範囲が拡大された
最低平均償却期間	原則3年。 *資金用途によって、1年、5年、7年、10年等の例外あり	原則3年で統一。 *ただし、製造業における1会計年度当たり1億5000万米ドルまでのECBの場合には1年～3年
	最低平均償却期間とは、所定の計算式に基づいて、借入の総額や部分弁済の金額・期間等をもとに算出される期間をいう。	
上限金利	<p>【外貨建てECB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規のECBの場合：ベンチマークレート＋500ベースポイント ・既存のECBの場合：ベンチマークレート＋550ベースポイント <p>【ルピー建てECB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマークレート＋450ベースポイント <p>*ベンチマークレートとは、外貨建てECBの場合、借入通貨に適用されるインターバンク・レートまたは6か月間の代替参照レートを指す。ルピー建てECBの場合、対応する期間の国債の金利を指す。</p> <p>*ベースポイントとは、金利の表示単位で、1ベースポイント＝0.01%を意味す</p>	<p>市場金利による</p> <p>*市場金利に従って柔軟に金利を設定できるようになった。</p>

	る。	
資金使 途	<p>資金利用できない用途としては以下のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産取引（商業用若しくは住宅用の不動産又は土地の売買又は賃貸を目的として自己の所有不動産又は賃貸不動産に関して行われるあらゆる活動） 2. 資本市場への投資 3. 運転資金（外国株主からの借入れの場合等は除く） 4. 一般的な事業資金（外国株主からの借入れの場合等は除く） <p>等</p>	<p>資金利用できない用途としては以下のものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産事業（土地又は不動産を売買又は賃貸しそこから利益を得る活動） 2. 農業・畜産 3. 譲渡可能な開発権の取引 4. 上場・非上場の有価証券の取引 <p>等</p> <p>* 運転資金目的、事業資金目的の原則禁止が削除される等要件が緩和された。</p>

2026年2月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（2月1日～2月28日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Feb 06	Master Circular for Registrars to an Issue and Share Transfer Agents	Securities and Exchange Board of India
Feb 06	Master Circular for Investment Advisers	Securities and Exchange Board of India
Feb 06	Master Circular for Research Analysts	Securities and Exchange Board of India
Feb 09	Master Circular for SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements Regulations) 2018	Securities and Exchange Board of India
Feb 17	The Legal Metrology General Second Amendment Rules, 2026 - Continuous Electrical Thermometer	Department of Consumer Affairs
Feb 25	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Insolvency Resolution Process for Corporate Persons Regulations, 2016) (Amended until 25-02-2026)	Insolvency and Bankruptcy Board of India
Feb 25	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Bankruptcy Process for personal Guarantors to Corporate Debtors)	Insolvency and Bankruptcy Board

	Regulations (Amended until 25-02-2026)	of India
Feb 25	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Liquidation process) Regulations, 2016 (Amended until 25-02-2026)	Insolvency and Bankruptcy Board of India
Feb 25	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Pre-packaged Insolvency Resolution Process), Regulations, 2021 (Amended until 25-02-2026)	Insolvency and Bankruptcy Board of India
Feb 25	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017 (Amended until 25-02-2026)	Insolvency and Bankruptcy Board of India
Feb 11	Guidelines on Establishment and Closure of Liaison Office in India by an Insurance Company registered outside India	Insurance Regulatory and Development Authority of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

3月は、ヒンドゥー教の文化で春の到来を祈るホーリー祭のシーズンです。

ホーリー祭では、お互いに、「ハッピー・ホーリー！」と言いながら、カラーパウダーを顔等に塗ることが知られているかと思います。

私も、自分が住んでいるソサエティのホーリー祭に参加してみましたが、終わった後には、顔も服も色まみれとなりました。

日本ではなかなか体験できない面白い異文化経験でした。

本稿は、2026年3月18日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>